

令和6年度 第1回門真市社会教育委員会議 議事録

会議名称	令和6年度第1回門真市社会教育委員会議
開催日時	令和7年3月26日（水）午後3時00分～
開催場所	門真市役所別館3階第3会議室
出席者	（委員）萩原委員・横山委員（欠席）・木下委員・金沢委員（欠席）・橘委員・麻谷委員・北野委員 （事務局）山部長・高田次長・清水課長・中村課長補佐・西口課長補佐・濱田主査・佐藤主査・大野係員
案件	1. 議長・副議長について 2. 社会教育関係団体への補助金等の交付について 3. 門真市社会教育関係団体の登録認定について 4. 諸報告

【事務局】

それでは定刻となりましたので、令和6年度第1回門真市社会教育委員会議を開催いたします。開会に先立ちまして資料の確認をいたします。

まず会議の次第でございます。

次に門真市社会教育委員名簿でございます。

資料1 門真市社会教育委員条例

資料2 社会教育法抜粋

資料3 門真市社会教育委員会議運営要領

資料4 関係法令等抜粋

資料5 社会教育関係団体補助金等交付一覧

資料6 社会教育関係団体の登録に関する要綱

資料7 門真市社会教育関係団体について

資料8 門真市社会教育関係団体登録一覧

資料9 門真市社会教育関係団体登録申請団体一覧

資料10 諸報告

以上です。

資料に不足はございませんでしょうか。

不足等がある場合は挙手にてお知らせください。

次に、本日まで出席いただいている委員の皆様を名簿順にご紹介いたします。

資料のうち、名簿をご覧ください。

大阪樟蔭女子大学名誉教授の^{はぎはら まさや}萩原 雅也委員でございます。

大阪大谷大学教授の木下 みゆき 委員でございます。

門真市立小・中学校長会より、門真市立沖小学校校長の橘^{たちばな} 朋伸^{とものお}委員でございます。

門真市人権擁護委員の麻谷^{あさたに} 清光^{きよみつ}委員でございます。

門真市青少年指導員の北野^{きたの} 泰男^{やすお}委員でございます。

本日はよろしくお願いいたします。

なお、大阪国際大学教授の横山^{よこやま} 誠^{まこと} 委員及びに大阪府立門真西高等学校校長の金沢^{かなざわ} 加代^{かよ}委員につきましては本日ご欠席のご連絡をいただいております。

次に事務局の出席者を紹介いたします。

市民文化部長の山でございます。

市民文化部次長の高田でございます。

生涯学習課長の清水でございます。

生涯学習課課長補佐の西口でございます。

生涯学習課課長補佐の中村でございます。

生涯学習課副参事の勝連でございます。

生涯学習課主査の濱田でございます。

生涯学習課主査の佐藤でございます。

生涯学習課の大野と申します。

皆様、本日はよろしくお願いいたします。

門真市社会教育委員会会議運営要領におきまして、本会議の開催は、委員の過半数の出席を必要としております。

本日は委員 7 人中、5 名の出席により本会議は成立しておりますので、ご報告いたします。
本日の進行については、お手元の次第の通りでございます。

案件 1 において議長が決定するまで事務局が進行させていただきますのでご了承ください。

なお、門真市社会教育委員会会議運営要領に基づき、会議は公開するとしておりますが、不開示情報に該当する情報を審議する場合には、議長は会議に諮り、会議を公開しないことができることとなっていることを申し添えます。

本日は昨年 8 月の委嘱後初めての会議になりますので、改めて社会教育委員の職務等に関してご説明いたします。お手元の資料のうち、資料 1、門真市社会教育委員条例と資料 2 社会教育法抜粋をご覧ください。

門真市では、門真市社会教育委員条例第一条において、社会教育法第 15 条都道府県及び

市町村に、社会教育委員を置くことができるという規定に基づき、門真市社会教育委員を置くこととしており、同条例第2条に掲げる「学識経験のあるもの」、「学校教育の関係者」、「社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行うもの」の中から、門真市社会教育委員として2年間の任期で委嘱させていただいております。

社会教育委員の職務につきましては、社会教育法第17条において、「社会教育に関する諸計画を立案すること」「定時または臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること」、「これらの職務を行うために必要な調査研究」などが挙げられております。

社会教育委員は社会教育委員制度の歴史的な経緯から、個々の委員として職務を行う場合と、会議を開いて、合議体として職務を行う場合の両方が想定されています。

その他の審議会などの委員には見られない個々の委員としての権能を有することなどから、本市の教育行政において、社会教育委員の役割が大事な重要なものであると認識しております。以上です。

【事務局】

本件につきまして、質問や意見などはございませんでしょうか。

それでは次に、案件1、議長及び副議長の決定を行います。

資料3 門真市社会教育委員会会議運営要領第2条に基づき、議長または副議長は委員の互選により定めるとしていることから、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思います。

委員の皆様からご意見いただきたいと思います。どなたかご意見をいただけますでしょうか。

【委員】

議長及び副議長は、これまでも学識の方に担っていただいていたので、今回もそのような形ではいかがでしょうか。具体的には、議長には、前回の門真市社会教育委員会会議でも議長を務めていただいた大阪樟蔭女子大学教授の萩原雅也委員を、副議長には、これまでも社会教育委員を務められてこられた大阪大谷大学教授の木下みゆき委員を推薦いたしますが、いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。ただいま、議長には萩原雅也委員を、副議長には木下みゆき委員をというご意見がございますが、いかがでしょうか。

本件について賛成の方は拍手をお願いいたします。

(拍手多数)

それでは賛成多数により門真市社会教育委員会会議の議長を萩原雅也議員、副議長を木下みゆき委員に決定いたします。

萩原委員、木下委員はそれぞれ議長席、副議長席にご移動をお願いいたします。

それでは、以降の進行について萩原議長をお願いいたします。

【議長】

では案件2の社会教育関係団体への補助金等の説明を事務局の方からお願いいたします。

【事務局】

案件2「社会教育関係団体への補助金等の交付について」、関連する法令等を交えてご説明いたします。

資料4「関連法令等抜粋」をご覧ください。

社会教育法第13条、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員会議の意見を聞いて行わなければならない」との規定に基づき、委員の皆様にご意見をお伺いいたします。

また、社会教育法第12条において、国及び地方公共団体が社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても不当に統制的な支配をおよぼし、またその事業に干渉を加えてはならない」とありますが、交付予定の補助金は、社会教育関係団体の行う事業に対し補助するもので、補助金交付によって不当に統制的な支配を及ぼすものではなく、その事業に干渉を加えるものでもございません。

更に、本来、憲法第89条において「公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業」に対して公金の支出は禁止されておりますが、過去の中央教育審議会の答申において、憲法にいう「教育の事業」に該当しない事業として、資料の一番下「補助対象の範囲等」に記載しております、ア〜クの事業の通り示されております。

資料5「令和6年度社会教育関係団体補助金等交付一覧」をご覧ください。

資料に掲げる社会教育関係団体への補助対象事業につきましては、資料のア〜クの事業のいずれかに該当することから、憲法第89条にも抵触しないものと認識しております。

それでは、あらためて資料をご覧ください。令和7年度の補助金等交付予定の団体、補助対象事業、補助対象経費、予算等を記載しております。上から順に読み上げさせていただきます。

はじめに、門真市PTA協議会の「研究発表大会事業」、「生活指導委員会講演会事業」、「文化交流委員会事業」に対し、門真市PTA協議会補助金として20万円予算計上しており、令和6年度の執行状況により10万円から20万円に増額となっております。

各小学校区青少年育成協議会の「青少年の健全育成を目的に実施する校区パトロール活動に関する事業」「青少年の健全育成を目的に実施する校区清掃活動に関する事業」「青少年の健全育成に係る研修及び啓発活動に関する事業」、「その他青少年の健全育成に関する事業」に対し、各小学校区青少年育成協議会補助金として、1校区当たり2万5000円で17万5000円予算計上しており、令和6年度までの執行状況により、27万5000円から17万5000円に減額となっております。

門真市スポーツ少年団本部の「門真市スポーツ少年団本部事業」に対し、門真市スポーツ少年大会補助金として、10万円予算計上しております。また門真市スポーツ少年団本部の「門真市スポーツ少年団本部事業」に対し、門真市スポーツ少年団本部事業として5万円予

算計上しております。

前回の議論の中で、本部補助金という名称についてわかりにくいのではないかとのご意見をいただいておりますが、要綱改正時期に合わせて見直しを行い、令和7年4月1日より門真市スポーツ少年団本部事業補助金といたしました。

門真市スポーツ協会の「研修会事業」に対し、門真市体育協会補助金として2万円予算計上しております。

門真市校区体育祭実行委員会の「門真市校区体育祭事業」に対し、門真市校区体育祭補助金として、校区内の世帯数に比例した方法で補助金額を算出し、11校区合計で170万5000円予算計上しております。

門真市文化協会の「文化事業」に対し、門真市文化協会補助金として、文化芸術事業に対し、15万円予算計上しております。

最後に門真市青少年育成協議会連合会に対し、門真市青少年育成協議会連合会事業補助金として、「青少年の健全育成を目的に実施する研修及び啓発活動」に関する事業に対して15万円予算計上しております。

いずれの団体も補助対象経費につきましては、補助対象となる事業の実施に対する経費となっておりますが、総会や懇親会役員の報酬及び食糧費は補助対象外となります。また、交付の上限額については、予算の範囲内となっております。以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。それでは、案件2「社会教育関係団体への補助金等の交付」について、ご質問やご意見はございますか。

【委員】

門真市子ども会育成連合会が解散されて、令和7年度予算額は0円になっておりますが、大阪府内や北河内ブロック各市においても子ども会の解散が進んでいる状況なのでしょうか。

【事務局】

ご説明させていただきます。

門真市子ども会育成連合会は、今年度から活動を停止しておりまして、補助金を交付させていただいていないという状況であります。令和7年度に関しても活動を休止されるというようにお聞きしておりますので、7年度の予算額は0円とさせていただいておりますが、単位子ども会という各小学校区での子ども会の活動は実施されております。北河内全域でのことに関しましては詳しくは把握できておりませんが、一部解散された地域もあると聞いております。北河内の他市においても基本的には各小学校区の子ども会は活動されていらっしゃる状況であると認識しております。

【委員】

門真市青少年育成協議会連合会について令和 6 年度は補助金の実績が 0 円となっておりませんが令和 7 年度は予算額 15 万となっております。コロナ禍で活動されていなかったのでしょうか。

【事務局】

お答えさせていただきます。

青少年育成協議会連合会につきましても、コロナ禍で、活動縮小ということで実施されておられませんので、令和 6 年度は予算の執行がございませんでしたが、令和 7 年度につきましても、講演会を実施されるというふうにお聞きしておりますので、今年度は 15 万円計上させていただいております。

【副議長】

門真市子ども会育成連合会は活動休止ということでしたが、大阪府子ども会育成連合会と北河内ブロックの子ども会育成連合会に門真市の子ども会が入らないという状況になることについては特に弊害などはないのでしょうか。

【事務局】

門真市子ども会育成連合会は活動中止ということで、北河内ブロック子ども会連絡協議会にも参加されないと聞いております。確かに北河内の事業に参加できないというデメリットはあるかとは思いますが、単位子ども会については積極的に活動されと聞いておりますので、北河内全体の活動はございませんが、校区ごとの活動はしていただけていると思っております。

【議長】

ありがとうございます。門真市はかなり市単体としても補助金額は大きい方ではないかと思えます。

子ども会育成会が休止されたり、PTA も構成員が減ったりしている中で、新しい社会教育関係団体の活動を掘り起こしていかないと、どんどんジリ貧になるということがありえます。何か公募枠のようなものを作って、活動したい団体を募るとか、或いは先ほど単位子ども会単位で小さな補助額でできるものを考えていった方がいいのではないかと思います。やはり従来型の社会教育のどの団体も全部活動が苦しくなっているのではないのでしょうか。それに代わるような何か新しい施策や方向性を検討いただいたらいいのではないかと思います。

コミュニティのベースを作るような社会教育活動として見直していくべきだという議論がここ数年されています。これからはコミュニティのベースになる活動、旧来型ではなくもっと新しい活動を組み上げていく方向に考えていただければありがたいと思います。

他に意見なければ次の議題案件 3 に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは事務局から案件3の説明をお願いします。

【事務局】

案件3 門真市社会教育関係団体の登録認定についてご説明いたします。

資料6「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」、資料7「門真市社会教育関係団体について」、資料8「門真市社会教育関係団体登録一覧」、資料9「門真市社会教育関係団体登録申請団体一覧」をお手元にお出してください。

まず、資料6「門真市社会教育関係団体登録に関する要綱」

資料7「門真市社会教育関係団体について」をご覧ください。

本制度は、学習や文化、スポーツボランティア活動など、自主的自立的な活動を行っている団体を対象に、その活動を活性化し、支援する基盤の整備をすること。そして、それらを通し市全体の生涯学習の発展振興を図ることを趣旨としております。

登録要件としては、社会教育活動をしており、資料6の要綱第2条に掲げる要件を満たすことが必要であるため、社会教育法第10条において規定されております。

「法人であると否と問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うこと。主たる目的とするもの」という社会教育関係団体の提起に当てはまる団体であっても要件を満たさないなどの理由により、登録されていない団体もいらっしゃいます。

なお、本制度に登録していただくことのメリットといたしましては、資料7の下部にある枠囲み①市内公共施設使用料の減免、②市と団体相互の情報発信、③今後の連携につなげるためのネットワークづくりなどがございますので、本制度を通した社会教育の振興のため、要件を満たしているものの、登録されていない団体への声掛けやホームページへの掲載などを通じて、引き続き本制度の促進を図って参ります。

団体登録に当たりましては、資料6の第3条に定めております通り、申請書に加え、団体の規約または会則役員会員名簿、事業計画書及び事業報告書、予算書及び決算書を提出していただいた上で、社会教育委員会に諮り、登録を認定されることが必要であり、現在門真市社会教育関係団体として登録されている団体は、資料7でお示ししております22団体でございます。

登録の有効期間は、登録書の交付の日から3年以内であり、有効期間満了後、引き続き登録を希望する団体は更新手続きをしていただく必要がございます。

このたび、令和7年3月31日をもって、登録有効期限を迎える団体は8件あります。

そのうち7件の団体から方針の申請がありました。

また新規の申請が1件ございます。

当該団体については、資料9でお示ししております。

つきましては、資料6「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」の第4条、「登録の可否については、社会教育委員会に諮り、決定するものとする」という規定に基づきまして、社会教育委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

なお、申請のあったすべての団体について登録の要件を満たしていることを事務局にて確

認しております。

資料 9 をお手元にお開きください。

上から順に申請のありました団体名を読み上げさせていただきます。

まず門真市 PTA 協議会、次に門真市文化協会、次に門真ボーイスカウト協議会、次に、門真市スポーツ少年団本部、次に門真市スポーツ協会、次に門真市ソフトバレーボール連盟、次に門真市青少年指導員運営協議会、最後に新規の団体として、子どもエリマネチーム未来社会塾の計 8 団体でございます。

それぞれの団体の目的や活動実績等も記載しておりますので、参考までにご覧ください。今からモニターに投影いたしますが、新規団体子どもエリマネチーム未来社会塾については、門真市の未来を担う人材を育成するため、学校、企業、行政、地域の協力をえながら、地域課題の抽出と解決策の検討実行及び検証等の活動を繰り返し、生きていく力を養うとともに、社会に役立つ幸福を感じ、夢を抱き、自分の将来を選択できる力を育てるエリアマネジメントの活動を、行う団体です。

具体的な活動としては、食品ロスについて考える活動、まち歩きを通して理想のまちづくりを考える活動、そしてラブリータウン古川橋イルミネーションなど地域イベントの企画運営に携わる活動、学校の授業と連携した活動などがございます。

それでは、すべての団体が登録要件をいたしておりますので、このまま登録の決定の手続きを進めさせていただいてもよろしいかご意見をいただけたらと思います。

事務局からの説明は以上です。議長お願いいたします。

【議長】

ありがとうございます。ただ今、案件 3「門真市社会教育関係団体の登録認定」について、事務局より説明していただきましたが、ご意見やご質問はございますか。

【副議長】

子どもエリマネチームが新規ということでご質問させていただきます。

今までどのような活動を、どのような方々が中心になって立ち上げられたのか経緯のご説明をお願いいたします。

【事務局】

門真市に拠点を置く企業様を中心に立ち上げております。門真在住の大学生、各分野の地域の方々、コミュニティスクールから地域学校協働活動推進員の方などのメンバーを中心に活動していただいております。

今回社会教育関係団体に登録したいという申し出をいただきましたので、今回申請書類をお預かりしてこの場に諮らせていただいているところでございます。

【委員】

いつごろからこういう活動をされていたのでしょうか。

【事務局】

資料によると団体としてはこのエリマネチームとして 2022 年頃から取り組まれているよ

うですが、今回活動が軌道に乗ってきたというところで今回申請していただいているというところでしょうか。

【議長】

古川橋に新しくできる生涯学習複合施設とも関わってくるのでしょうか。

【事務局】

この新しい施設等の関係についてはまた今後の話にはなりますが、生涯学習複合施設が令和8年の春ごろにオープンし、数年後には駅前の交流広場がオープンの予定です。エリア全体で古川橋が変わっていくところなので、今後この子どもエリマネチームがそこに関わっていただくということも1つ考えとしてはございます。

【議長】

新規の団体があるのが大事かと思います。これまでずっと活動された団体等と新しい団体に来てもらってちょっと交流会やるとかっていうことが必要だとも思います。そうすると古いこれまでやってきた団体にもなる刺激受けるのではないのでしょうか。エリマネチームさんと連携して交流などをしてはいかがでしょうか。他にご意見、ご質問ないようでしたら、異議なしということで登録の決定の手続きを進めていただくということで、よろしくお願いいたします。それでは次に、事務局より案件4諸報告について説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局より5点説明いたします。資料10をご覧ください。

本市の社会教育施設は市長の主管となっており、社会教育委員会議の所管外ではありますがものの、これまで各般にわたりご意見をいただいておりますので、各施設の状況についてご報告いたします。

まず1点目は、「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設の愛称公募・決定」についてです。施設の愛称について、昨年の5月20日から6月21日までの期間で、市内在住、在勤、在学の方を対象に広く募集を行い、応募総数175件の中から「KADOMADO (カドマド)」に決定いたしました。

2点目は、「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者の選定」についてです。施設内のインテリア家具について、耐久性や機能性とともにもデザイン性においても、建築とともに長く魅力を保ち続ける家具を求めるため、家具のデザイン及び製作事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、最優秀提案者(受注候補者)をカンディハウス・小久保竜季共同企業体、次点提案者をNFW・TOSHIHIRO KAWADA DESIGN 共同事業体に選定いたしました。

3点目は、「門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者の選定」についてです。

現在の指定管理期間が今年度末をもって終了することから、来年度より引き続き指定管理者制度を継続するにあたり、改めて指定管理者選定を行った結果、特定非営利活動法人トイボックスに選定いたしました。

なお、門真市民プラザにおいて、令和9年度以降に小学校跡地への移転を予定しておりますが、移転後の施設のあり方などの検討結果が出るまでの期間、暫定的に管理を継続する必要があることから、令和7年度の1年間においては、非公募による選定とすることになりました。

4点目は、「門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場指定管理者の選定」についてです。

現在の指定管理期間が本年度末をもって終了することから、来年度より引き続き指定管理者制度を継続するに当たり、改めて指定管理者選定を行った結果、株式会社エスエスケイに選定いたしました。

5点目は「令和6年度大阪府社会教育振興協議会北ブロック研修会」についてです。

令和7年1月31日（金）、門真市民文化会館ルミエールホールにて府内3ブロック（豊能三島北河内）の市町の社会教育行政担当者や社会教育委員、その他社会教育関係者等を対象に研修会を開催いたしました。

門真市青少年活動センターの指定管理者である特定非営利活動法人トイボックス職員の方に「中高生の居場所づくりから考える社会教育施設のあり方」についてご講演いただきました。当日は17市町村約40名の参加者が集まり、社会教育行政担当者の資質向上をもって時代に適応する社会教育について学びました。事務局からの報告は以上となります。

【議長】

事務局より報告がありましたがこれについて意見はございませんでしょうか。

他にご意見等がないようでしたら、これをもちまして、令和6年度第1回門真市社会教育委員会会議を閉会いたします。